

○分限の申立てに必要な診断書を作成する
医師の指定について (平成16年7月9日
岩警第1076号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

分限の取扱いに関する訓令（平成15年岩手県警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。）第5条第1項第2号、第3項第1号及び第2号並びに第18条第2項に定める本部長が指定する医師について、次のとおり指定する。

記

1 訓令第5条第1項第2号、第3項第1号及び第18条第2項の医師の指定

医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及び医学部を置く大学を設置する学校法人（以下「指定機関」という。）の医師とする。ただし、被申立者が現に医療を受けている医師（以下「主治医」という。）がいる場合は、主治医が指定機関の医師でない場合であっても、指定する医師2名のうちの1名とみなす。

2 訓令第5条第3項第2号の医師の指定

主治医又は指定機関の医師とする。